

告 示

埼玉県告示第千百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により都市計画に関する公聴会を開催するので、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第三条第一項の規定により告示する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部市街地整備課

電話 ○四八―八三〇―五三八六

ロ 当該都市計画区域に係る市町村の都市計画主管課

	番号	一
	都市計画 区域名	和光
	市町村名	和光市
	都市計画の 種類及び名称	「都市再開発 の方針」
	公聴 期日及び時間	令和二年十一 月二十日午後 二時から
	会 場 所	和光市中 央公民館 二階会議 室一
	公述申出書 提出期間	令和二年十 月十六日か ら十月三十 日まで
	提出先	埼玉県都市 整備部市街 地整備課、和 光市建設部 都市整備課
	都市計画の構想 閲覧期間	令和二年十月 十六日から十 月三十日まで
	閲覧場所	埼玉県都市 整備部市街 地整備課、埼 玉県朝霞県 土整備事務 所、和光市建 設部都市整 備課

公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された〇〇都市計画の〇〇の構想
に対して、公聴会において次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙とおり

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。